

売店運営業務仕様書

売店運営業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、売店の運営に関する業務（以下「本業務」という。）において、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）が受託者に求める基本的な考え方を示したものです。

従って、本仕様書に明記していない事項についても、業務目的を達成するために効果的な取り組みであると認められる事項は、企業団の承認を得て追加実施することも可能です。

第1 業務概要

1 業務名

売店運営業務

2 履行場所

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター（以下「医療センター」という。）

奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までは準備期間とし、その期間中に発生する費用は全て受託者の負担とします。また、本業務に定める事項を履行しない時、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行なうことがあります。これらの場合において、受託者は解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとします。

4 貸付場所及び貸付面積

1 階エントランス南西側店舗用区画 1 1 2 . 4 5 m²

5 営業開始日及び仮店舗の運営

受託者は、令和 8 年 4 月 1 日以降速やかに履行場所での店舗営業に向けての改修工事を開始し、令和 8 年 6 月 1 日までに営業を開始してください。また、この本店舗の営業を開始する日の前日までは、仮店舗による運営を行ってください。仮店舗の設置場所や規模、取扱商品は、事前に企業団と協議してください。

なお、改修工事は、関係法令を遵守し、担当部署と協議した上、必要な許認可申請等を含めて受託者の責任と負担において実施してください。

6 基本的な運用条件等

(1) 使用料等

ア 受託者が提案する一定割合を売上実績額（税込み）に乗じた額とします。

イ 受託者は、翌月 10 日までに前月の売上合計額を書面により企業団に報告することとします。

ウ 各月ごとに企業団が発行する請求書により、企業団が指定する期日までに使用料等を全額納入することとします。

(2) 営業時間等

原則として、営業時間は午前 7 時より午後 7 時までとし、年中無休とします。

(3) 施設管理

- ア 店舗で発生するゴミ等の処理は受託者が適切に処理するものとし、ゴミボックスの設置費や処分費は受託者の負担とします。
- イ 店舗内の清掃は受託者が行うものとし、利用者が常に快適に利用できるようにするものとします。

(4) 店舗での取扱商品及びサービス

- ア 飲料、菓子類
- イ 軽食（弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ 等）
- ウ 文具、日用雑貨、傘、つえ類、新聞、雑誌 等
- エ 入院生活に必要な日用品 等
- オ 企業団が要請する医療・衛生用品、調整食品類 等【必須】
- カ その他、受託者が提案する商品等（ただし、酒類、たばこ、その他企業団が適さないと判断するものの販売は禁止とします）
- キ 現金以外にも、クレジットカードやデビットカード、各種電子マネーでの支払いに対応すること
- ク 都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、農協等のキャッシュカードでの入出金に対応できる端末を設置すること
- ケ 電気、水道、ガス等の公共料金や税金等の支払に対応すること
- コ カラーコピーや写真のプリントサービス、ネットワーク経由でのプリントサービス、住民票や印鑑登録証明書の取得等の行政サービスに対応すること
- サ 郵便ポストを設置するとともに宅配サービスに対応すること

(5) マスク自動販売機管理業務

企業団が設置している下記のマスク自動販売機（4台）にかかる商品の補充、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部の清掃等を行ってください。

番号	設置場所	台数	種類
1	1階正面玄関 風除室内	1台	一般用
2	1階時間外・救急玄関 警備室前	1台	一般用
3	1階小児科外来 受付前	1台	小児用
4	2階玄関 風除室内	1台	一般用

(6) その他

本仕様書に記載のない事項等については、協議を行い決定します。

第2 業務の実施条件

1 業務の改善について

受託者は、業務の実施にあたり企業団が不適当であると判断した事項について直ちに書面にて改善内容を報告するとともに、企業団の了承を得た上で、必要な措置を講じることとします。

2 費用の負担区分について

企業団と受託者間における費用の区分は次のとおりとし、記載のないものについては、企業団と協議を行い決定します。

項目	企業団	受託者
①電源、空調、給排水設備 等（店舗内の設備を除く）	○	
②光熱水費		○
③什器・備品 等		○

④レジ、商品棚（冷蔵庫など含む）など必要な設備		○
⑤従業員の健康管理に係る費用		○
⑥廃棄物の処理		○
⑦通信費		○
⑧その他消耗品		○

3 管理業務など

- (1) 受託者は、翌月10日までに、企業団に前月の売上状況などの報告を行うこととします。
- (2) 受託者は、従業員の衛生管理、健康管理については、十分に考慮することとします。
- (3) 受託者は、売店の営業時間内においては、現場責任者を設置することとします。
- (4) 受託者は、業務遂行上、支障をきたさないように常に業務量を勘案し、従業員を適正配置することとします。

4 その他

(1) 原状回復

使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、受託者は、自己の負担で企業団の指定する日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、企業団が承認したときはこの限りではありません。

また、使用許可期間の満了等に伴う原状回復期間中においても、使用許可期間中は当院と協議のうえ仮店舗による運営を行ってください。ただし、企業団が承認したときはこの限りではありません。

(2) 損害賠償

受託者は、次の各項に該当するとき、損害額に相当する金額を企業団又は第三者に損害賠償として支払わなければなりません。

- ア 受託者が、自己の責めに帰する理由により、店舗部分の全部又は一部滅失し、又は損傷したとき。ただし、原状回復した場合はこの限りではありません。
- イ 受託者が、企業団の定める条件を履行しないため損害を与えたとき。
- ウ 受託者が、店舗部分の使用にあたり損害を与えたとき。

(3) 許可の取り消し

次の各項に該当するときは、許可の取り消し又は是正の指示を行うことがあります。また、これによる許可の取り消しにより受託者に損害が生じて、受託者は企業団に対し一切の補償等の請求は行わないこととします。

- ア 受託者が出店条件に違反していることが判明したとき。
- イ 提案内容と事業内容に齟齬が生じたとき。ただし、企業団との協議により事前に了承を得た場合は除くものとする。
- ウ 受託者が運営することが不適当と認められる明らかな事項があるとき、
- エ 企業団において、公用又は公共用に供するため、使用物件を必要とするとき。

(4) その他

- ア 案内看板等の設置には企業団の事前承諾が必要です。
- イ 関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策、健康管理を徹底してください。
- ウ 受託者は、店舗計画等の変更が生じた場合、ただちに企業団と協議しなければなりません。
- エ 商品等の搬入時間帯及び経路については、企業団の了解を得てください。

- オ 大規模な災害の発生時は、在庫商品を提供する等、可能な限り協力してください。
- カ 企業団が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は対応してください。
- キ 使用財産を転貸し、又は使用权の譲渡をしないでください。ただし、フランチャイズ方式は可能としますが、責任を明確に説明できる資料を提出し承認を得てください。
- ク 本仕様書に記載のない事項について、契約締結までに企画提案の内容を企業団と協議して決定した内容は契約に含むものとします。
- ケ 契約締結後に契約書にない事項について疑義がある場合は、企業団と協議の上、決定するものとします。